

令和5年9月12日  
カテゴリーII(レベル3)  
飛行の許可・承認申請に関する説明会  
＜補足資料＞

---

国土交通省 航空局  
無人航空機安全課  
令和5年9月

本書は令和5年9月12日に実施した「カテゴリーⅡ(レベル3)飛行の許可・承認申請に関する説明会」(以下、説明会)にて投影した情報について、下記3点をより詳細化した資料となります。  
説明会資料とあわせてご参照ください。

- 無人航空機の飛行形態の分類 (飛行カテゴリー概要)
  - 説明会資料 p.6「無人航空機の飛行形態の分類 (飛行カテゴリー)」に係る補足
- 立入管理措置を講じたうえで行う飛行
  - 説明会資料 p.7「無人航空機の飛行形態の分類 (飛行カテゴリー)」に係る補足
- 第三者とは
  - 説明会資料 p.8「第三者とは (意識)」に係る補足

カテゴリーⅢ	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで行う飛行。 (= 第三者の上空で特定飛行を行う)
カテゴリーⅡ	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じたうえで行う飛行。 (= 第三者の上空を飛行しない)
カテゴリーⅠ	特定飛行に該当しない飛行。 航空法上の飛行許可・承認手続きは不要。

## 立入管理措置とは？

「無人航空機の飛行経路下（飛行経路直下及びその周辺）において、**第三者の立入り**を制限（又は管理）する措置」

○立入管理措置、補助者の役割等に関すること  
「無人航空機に係る規制の運用における解釈について」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf>

### (参考) 航空局標準マニュアル 3. 安全を確保するために必要な体制

飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。  
**補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。**  
なお、塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板やコーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、**第三者の立入りを確実に制限することができる**場合は、これを補助者の配置に代えることができる。

### ○航空法第132条の87（第三者が立ち入った場合の措置） ※罰則規定あり（法第157条の9第19項）

無人航空機を飛行させる者は、第132条の85第1項各号に掲げる空域における飛行又は前条第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（以下「特定飛行」という。）を行う場合（立入管理措置を講ずることなく飛行を行う場合を除く。）において、当該特定飛行中の**無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは**、直ちに当該無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。

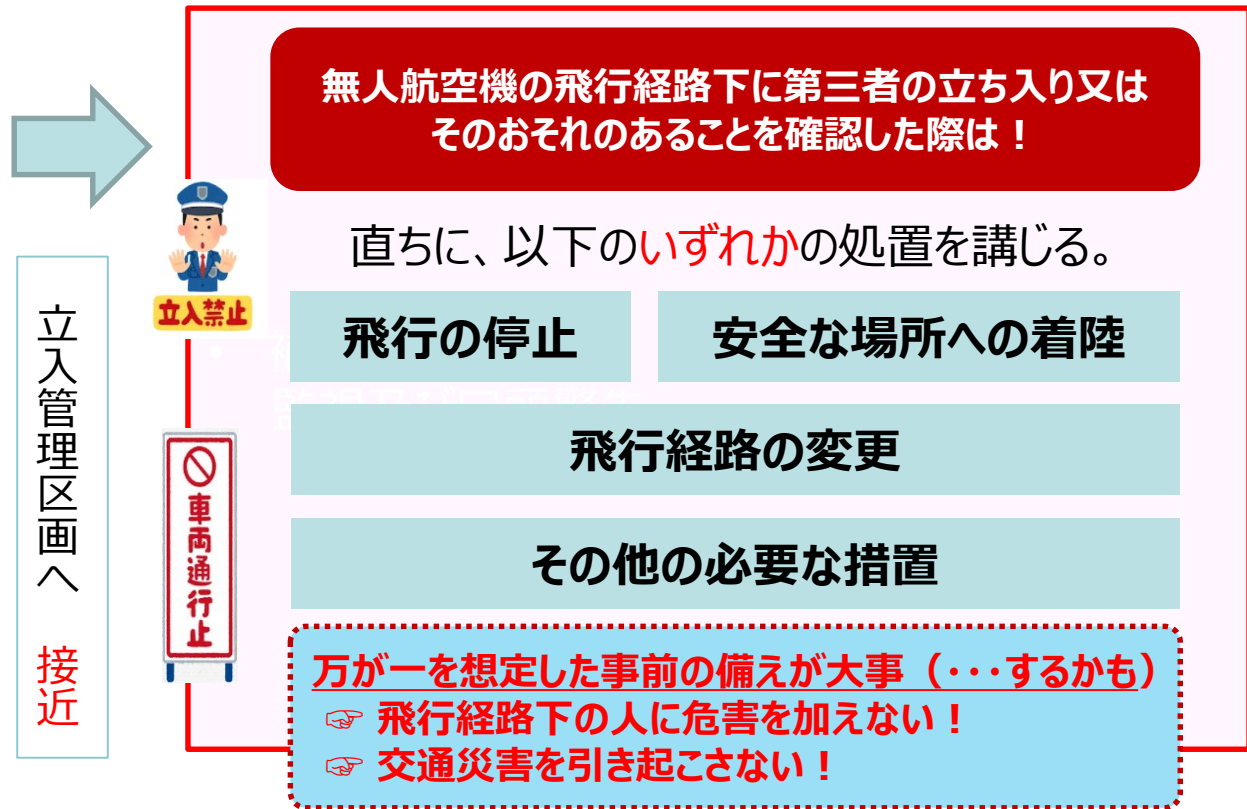
# 立入管理措置を講じたうえで行う飛行

## 第三者上空とは？

「第三者」の上空をいい、当該第三者が乗車する移動中の車両等の上空を含む。  
 この場合の「上空」とは、**第三者の直上だけでなく、飛行させる無人航空機の落下想定範囲**も考慮しなければならない。

第三者が屋内にいる場合や静止車両等の中などの安全な覆い※の下にいる場合は第三者上空と見なさないものの、当該覆いの下から出てきた場合は第三者上空にあたる。

※無人航空機がその構造物、車両等（移動中の車両等は除く。）に衝突した場合に人を危害から保護できるものをいう。



## 第三者とは？

無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与していない者をいう。

次に掲げる者は無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与しており、「第三者」には該当しない。

○第三者に関すること  
「無人航空機に係る規制の運用における解釈について」  
<https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf>

### (A) 無人航空機の飛行に直接的に関与している者（直接関与者）

操縦者（操縦する可能性のある者）、補助者等  
→ **無人航空機の飛行の安全確保に必要な要員**



### (B) 無人航空機の飛行に間接的に関与している者（間接関与者）

飛行目的について無人航空機を飛行させる者と**共通の認識を持ち、次のいずれにも該当する者**

1. 無人航空機を飛行させる者が、間接関与者について無人航空機の飛行の目的の全部又は一部に関与していると判断している。  
→ **操縦者と共通の飛行目的を持っている者**
2. 間接関与者が、無人航空機を飛行させる者から、無人航空機が計画外の挙動を示した場合に従うべき明確な指示と安全上の注意を受けている。なお、間接関与者は当該指示と安全上の注意に従うことが期待され、無人航空機を飛行させる者は、指示と安全上の注意が適切に理解されていることを確認する必要がある。  
→ **飛行の安全上の従うべき明確な指示及び注意を受けていること**  
→ **指示及び注意事項を適切に理解（確認）していること（言った、伝えただけではNG）**
3. 間接関与者が、無人航空機の飛行目的の全部又は一部に関与するかどうかを自ら決定することができる。  
→ **飛行の全部又は一部に関与するかどうかを自ら決定することができること**

#### （一例）

- ・映画・CMの撮影における俳優やスタッフ
- ・学校等での人文字の空撮における生徒（付近の住民等の見学者を除く） 等